

大規模小売店舗立地法第 6 条第 2 項の規定により届出のあった下記の店舗計画について、同条第 3 項の規定に基づき、次のとおり公告し、届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から起算して 4 か月を経過する日までに仙台市長に意見書を提出することができます。

令和 4 年 12 月 5 日

仙台市長 郡 和子

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤマザワ泉ヶ丘店

仙台市泉区泉ヶ丘三丁目 70 番 27

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社ヤマザワ 代表取締役 古山利昭

山形県山形市あこや町三丁目 8 番 9 号

2 変更する事項

(1) 大規模小売店舗の店舗面積の合計

【変更前】 4,308 m<sup>2</sup>

【変更後】 1,738 m<sup>2</sup>

(2) 大規模小売店舗施設の配置に関する事項

① 駐車場の位置及び収容台数

【変更前】

施設名	位置	収容台数
屋上駐車場	建物屋上 (17 頁添付図 4 参照)	152 台
1 F 駐車場	建物南側 (17 頁添付図 4 参照)	111 台
合計		263 台

【変更後】

施設名	位置	収容台数
駐車場	建物南側 (19 頁添付図 6 参照)	55 台
合計		55 台

② 駐輪場の位置及び収容台数

【変更前】

施設名	位置	収容台数
駐輪場 1	建物北西側(17 頁添付図 4 参照)	120 台
駐輪場 2	建物南西側(17 頁添付図 4 参照)	30 台
合計		150 台

【変更後】

施設名	位置	収容台数
駐輪場 1	建物南西側(19 頁添付図 6 参照)	8 台
駐輪場 2	建物南西側(19 頁添付図 6 参照)	37 台
駐輪場 3	敷地南側(19 頁添付図 6 参照)	3 台
駐輪場 4	敷地南側(19 頁添付図 6 参照)	2 台
合計		50 台

③ 荷さばき施設の位置及び面積

【変更前】

施設名	位置	施設面積
荷さばき施設	建物南東側(17 頁添付図 4 参照)	56 m <sup>2</sup>
合計		56 m <sup>2</sup>

【変更後】

施設名	位置	施設面積
荷さばき施設	建物南東側(19 頁添付図 6 参照)	64 m <sup>2</sup>
合計		64 m <sup>2</sup>

④ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

【変更前】

施設名	位置	施設容量
廃棄物等保管施設	建物内南東側(17 頁添付図 4 参照)	55 m <sup>3</sup>
合計		55 m <sup>3</sup>

【変更後】

施設名	位置	施設容量
廃棄物等保管施設	建物内南東側(19 頁添付図 6 参照)	10 m <sup>3</sup>
合計		10 m <sup>3</sup>

(3) 大規模小売店舗施設の運営方法に関する事項

① 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

【変更前】

小売業者	開店時刻	閉店時刻
全ての小売業者	8:00	翌0:00

【変更後】

小売業者	開店時刻	閉店時刻
全ての小売業者	9:00	22:00

② 来客が駐車場を利用することができる時間帯

【変更前】

施設名	駐車可能時間帯
駐車場	7:30～翌0:30

【変更後】

施設名	駐車可能時間帯
駐車場	8:30～22:30

③ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

【変更前】

番号	出入口の数	位置
駐車場	3箇所	出入口1 敷地南側(17頁添付図4参照)
		出入口2 敷地南側(17頁添付図4参照)
		出入口3 敷地北側(17頁添付図4参照)

【変更後】

番号	出入口の数	位置
駐車場	1箇所	出入口 敷地南側(19頁添付図6参照)

④ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

【変更前】

施設名	荷さばき可能時間帯
荷さばき施設	6:00～21:00

【変更後】

施設名	荷さばき可能時間帯
荷さばき施設	6:00～22:00

3 変更する年月日

令和5年7月31日

4 変更する理由

老朽化により建替えするため

5 届出年月日

令和4年11月30日

6 縦覧場所

仙台市青葉区国分町 3-6-1

仙台市経済局産業政策部商業・雇用支援課

7 縦覧期間

令和 4 年 12 月 5 日から令和 5 年 4 月 5 日まで

(ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)

8 注意事項

意見書には、(1)意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他にあってはその名称、代表者の氏名及び所在地)、(2)意見の内容、(3)意見を提出する者が私人である場合には氏名及び住所の公表の意思の有無を記載してください。提出された意見の内容は、原則として仙台市公報で公告され、縦覧に付されます。